

議案第 59 号

高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、高幡広域市町村圏事務組合規約第 3 条に規定する共同処理する事務を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

高幡広域市町村圏事務組合規約（平成 3 年 8 月 1 日高知県指令地第 352 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条 次表を次のように変更する。

共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務	須崎市、津野町
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。